

5.核不拡散・核セキュリティ 等の動向



日本原子力研究開発機構
原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
政策調査室

NSGにおける濃縮・再処理技術移転の規制強化の合意

2011年6月23, 24日にオランダのノールドヴェイクにて開催された原子力供給国グループ（NSG）の総会において、濃縮、再処理のための施設、設備、技術の移転に関し、ガイドラインで定められたクライテリアを満たした国に対してのみ、移転を認める形でのガイドラインの強化が合意された。

これまでのガイドラインの記述：機微な施設、技術、資材の移転を自制。濃縮、再処理に関する施設、設備、技術を移転する場合は国産プラントの代わりに、当該施設に関し多数の国の参加を求める措置をとることを慾望



改定後のガイドラインの記述

- ✓ 濃縮、再処理施設、設備、技術を移転するにあたり、受領国が以下の全ての要件を満たすことを要件とする。
 - NPTへの加盟、NPT上の義務の遵守
 - IAEAの報告書で、保障措置協定への重大な違反が指摘されていないこと、IAEA理事会の決定により、保障措置義務の遵守、原子力平和利用への信頼性の構築に関し、追加的な措置を要求されていないこと、IAEA事務局により、保障措置協定の履行が不可能である旨が報告されていないこと
 - NSGガイドラインを遵守し、国連安全保障理事会決議1540に従い輸出管理を履行している旨を国連安全保障理事会に報告していること
 - 供給国との間で、非爆発利用、恒久的な保障措置、再移転に関する保証を含む政府間協定を締結していること
 - 供給国に対し、国際的なガイドラインに基づく、相互に合意された核物質防護措置を適用するコミットメントを行っていること
 - IAEAの安全基準に対するコミットメントを行い、原子力安全分野の国際条約を発効させていること
- ✓ 供給国は、受領国が包括的保障措置協定及び追加議定書を発効させている場合、または、これらが未発効な場合においては、IAEAとの協力により、IAEA理事会により承認された適切な保障措置協定（核物質計量管理の地域的な取組みを含む。）を履行している場合に限り、移転を認める
- ✓ 既存の技術に基づく濃縮施設、設備の移転はブラックボックス方式が条件